

日本間質性膀胱炎研究会 会則

第1条 (名称)

1. 本研究会は、日本間質性膀胱炎研究会（以下「本会」という）と称する。
2. 本会の英文名称は、Society of Interstitial Cystitis of Japan と称し、略称を SICJ と称する。

第2条 (目的)

1. 本会は、間質性膀胱炎に関する研究を幅広く行い、もって間質性膀胱炎のよりよい治療法を探り、患者の QOL の向上を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

1. 本会は、第2条に掲げる目的を達成するため、以下の事業を実行する。
 - (1) 学術集会、研究会等の開催
 - (2) 学会誌、その他出版物の刊行
 - (3) 研究及び調査
 - (4) 内外の関連学術団体等との連絡及び協力
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業
2. 本会は、会員に対して1年に1回以上の事業報告を行う。

第4条 (会員)

1. 会員は、本会の目的および趣旨に賛同する個人・団体とする。
2. 会員には個人参加の正会員と団体参加の賛助会員を設ける。
3. 本会への入会は、幹事会の承認を得る事とする。

第5条 (会費)

1. 会員は会費を納めるものとする。
2. 会費の運用細則は、別に定める。

第6条 (役員)

1. 本会には次の役員をおく。

代表幹事	1名
幹事	若干名
会計監事	1名
顧問	若干名
2. 評議員 会員数の5%程度役員に係る運営細則は、別に定める。

第7条（幹事会）

1. 本会の議決機関として幹事会を設ける。
2. 幹事会の運営細則は、別に定める。

第8条（会計）

1. 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。
2. 本会の運営費は、会費、寄付金、利子その他をもって当てる。
3. 会計監事は、年1回会計監査を行い幹事会に報告し承認を得る。
4. 本会の予算および決算は、幹事会の議決を要する。
5. 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。
6. 本会の会計報告については総会で決議を経る。

第9条（入会・退会等）

1. 入会を希望する者は、所定の手続きに従い事務局に届け出るものとする。
2. 退会する会員は、所定の手続きに従い事務局に届け出るものとする。
3. 連続して2年間会費を納付しない会員は、幹事会の決議により退会したと認定することができる。
4. 以下の各号に該当する会員は、幹事会の決議を経て除名することができる。
 - (1) 本会の名誉を傷つける行為をした会員
 - (2) 本会の目的に沿わない行為をした会員
 - (3) 本会の活動を誹謗中傷した会員
 - (4) その他社会的に許容されない行為等をした会員

第10条（会則改定・施行）

1. 本会則を改定するには、幹事会の決議を必要とする。
2. 本会則に定めのない事項は、幹事会において協議され決議する。

第11条（事務局）

1. 本会の事務局・連絡先は以下の施設に置く。
2. 事務局には事務局員を若干名置くことができる。

〒113-8655

東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学附属病院泌尿器科内

TEL: 03-5800-8753 FAX: 03-5800-8917

e-mail: sicj-office@umin.ac.jp

URL: <http://sicj.umin.jp/>

2001年4月17日：発効

2002年5月17日：改定

2014年1月19日：改定

日本間質性膀胱炎研究会 運営細則

第1条（会費）

1. 正会員の年会費は2,000円とする。
2. 賛助会員の年会費は50,000円とする。

第2条（役員）

1. 代表幹事は幹事の互選で選ばれ、本会を代表する。
2. 幹事は本会の運営に関する事項を協議し決定する。
3. 会計監事は幹事以外の正会員とし、本会の会計を監査する。
4. 顧問は本会運営に関して助言を行う。
5. 評議員は本会運営を助成する。
6. 役員は幹事会の推薦によって定められる。
7. 任期は2年とし、再任を妨げない。

第3条（幹事会）

1. 幹事会は代表幹事の召集により開催される。
2. 幹事会は幹事と会計監事で構成される。
3. 幹事会は幹事の過半数(委任状を含む)の出席で成立する。
4. 幹事会の意思決定は出席者の過半数の賛成で成立する。
5. 幹事会に評議員の出席を求めることができる。
6. 評議員は幹事会で意見を述べることはできるが議決権は有しない。

第4条（会員）

1. 会則に定める賛助会員は、学会刊行物の配布、および若干名分の学術総会参加証の供与を受けることとする。

第9条（入会・退会等）

1. 入会希望者は幹事会（通信審議も可）の承認をもって入会を認める。
2. 会員は原則として医療関係者に限る。
3. 退会届の提出または幹事会の退会決議をもって退会認定とする。
4. 退会にあたっては、退会認定までの会費（最大2年分）を支払う。

補則

1. 製薬会社の社員が正会員を希望する場合についての申し合わせ（2002/7/9）
希望者が本会の目的と趣旨に賛同しており、その所属する会社が賛助会員
になっていれば、幹事会の承認を経て正会員となることができる。
2. 研究集会の参加は本会会員に限定する。
3. 診療に応じる医師リストに掲載する医師は会員に限る。

役員名簿（2016年1月より）

顧問 山田哲夫、吉村直樹

代表幹事 本間之夫（事務局担当）
幹事 上田朋宏（国際会議担当）
幹事 武井実根雄
幹事 巴ひかる
会計監事 伊藤貴章

評議員

南里正晴
梶原 充
関口由紀
玉置雅弘
野宮 明
井川靖彦
古田 昭

2001年4月17日：発効

2002年5月17日：改定

2014年1月19日：改定

2016年3月11日：改定